平成２５年（フ）第１５８３号
福岡市早良区原８丁目４番３号
債務者　麻生　由美（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８８号
福岡市南区長丘２丁目20番21―109号
債務者　須藤　眞理
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９５号
福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目12番10号
債務者　加藤　久和
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９７号
福岡市西区今宿青木783番地１
債務者　吉富　秀樹
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７１９号
福岡市中央区小笹２丁目10番40―307号
債務者　荒木美津子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４１号
福岡市博多区住吉３丁目18番24―405号
債務者　高田　由香
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７４８号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目５番３―405号
債務者　横松　秀貴（旧姓権藤）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５０号
福岡市博多区諸岡５丁目１番15　Ｋビル202号、住民票上の住所福岡市博多区板付３丁目22番304号
債務者　鍵本　賢二
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７５９号
福岡市博多区御供所町４番３―1203号
債務者　目黒　雄大
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６５号
福岡県筑紫野市杉塚１丁目８番10―201号
債務者　山浦　正廣
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６８号
福岡市城南区長尾１丁目４番47号
債務者　井上亜希子（旧姓飛松）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７６９号
福岡県筑紫野市針摺中央２丁目13番19号
債務者　尾関　隆治
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７８７号
福岡市西区上山門１丁目26番５―201号
債務者　伊藤　玉子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７９９号
福岡市西区内浜２丁目４番34―203号
債務者　石川　周吉
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８００号
福岡市西区内浜２丁目４番34―203号
債務者　石川　照代
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８１３号
福岡市早良区田村３丁目13番21―２号
債務者　出利葉亜由美（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８２０号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地川子団地４棟402号
債務者　丸山トミカ
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８３３号
福岡市早良区室住団地73番305号
債務者　柳澤　　薫
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部